○（参考１）給付対象・給付額・提出書類確認フロー

保護者等は令和６年７月１日現在群馬県在住ですか ▶いいえ 在住都道府県へお問合せください

▼ はい

生徒は令和６年７月１日現在就学支援金または学び直しの支援金の支給対象者（特別支援学校の生徒・児童福祉法による児童入所施設措置費を受給している生徒を除く）ですか ▶いいえ 対象外です（就学支援金支給要件を満たすが、学校の特待制度等を理由に受給していない者は対象）

▼ はい

令和６年７月１日現在生活保護（生業扶助）を受給していますか

はい ▼ いいえ

保護者等は令和６年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税ですか ▶いいえ

令和６年中の家計急変（災害、病気による離職・休職等）により保護者等の年収が非課税相当ですか ▶いいえ 対象外です

▼ はい ▼ はい

生徒は通信制高校生等ですか

はい ▼ いいえ

生徒に兄弟姉妹はいますか

▼ はい ▼ いいえ

生活保護（生業扶助）	通信制	23歳未満の扶養されている兄・姉	23歳以上の扶養されている高校生等の兄・姉	通信制の高校等に通う扶養されている弟・妹	高校生等ではない15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている弟・妹	左のいずれにも該当しない兄弟姉妹	兄弟姉妹なし
	非課税世帯・家計急変世帯（家計急変の発生月により給付額が異なります）						
52,600円	52,100円	152,000円				142,600円	

提出書類

申請書	□	□	□	□	□	□	□	□
口座通帳等のコピー	□	□	□	□	□	□	□	□
委任状（要押印）	原則不要です。 例外的に申請者本人以外の別名義の口座への振込みを希望する場合、提出してください。							
生活保護受給証明書（7/1以降交付のもの）	□	－	－	－	－	－	－	－
所得課税証明書（非課税証明書）家計急変は扶養親族等要記載	－	□	□	□	□	□	□	□
兄弟姉妹の在学証明書・誓約書	－	－	－	□	□	□	－	－

※　家計急変の場合、以下の書類も提出してください（詳細はお問合せください）。

急変事由・時期証明書類		□離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出、診断書、戸籍謄本、罹災証明書等
急変後年収証明書類		□会社作成の給与等支払見込証明書、家計急変後の給与明細（3か月分以上）、税理士または公認会計士作成の証明書類、毎月の収支を整理した帳簿書類等

※　令和６年１月１日以降、着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度、制服の購入が必要である場合、以下の書類も提出してください（詳細はお問合せください）。

災害等に起因する給付額加算申請書兼学校証明書	－	□	□	□	□	□	□	□
罹災証明書等	－	□	□	□	□	□	□	□